

# 第20期 決算公告

2019年6月27日

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

株式会社 みなと銀行

取締役頭取 服部 博明

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	531,458	預	3,314,021
現 金	27,555	当 座 預 金	162,880
預 け 金	503,902	普 通 預 金	2,053,266
コ ー ル 口 一 ソ ン	5,918	貯 蓋 預 金	17,925
商 品 有 價 証 券	83	通 知 預 金	6,267
商 品 地 方 債 債	83	定 期 預 金	1,036,354
有 價 証 券	192,479	定 期 積 金	19
国 債	32,793	そ の 他 の 預 金	37,306
地 方 債	24,285	譲 渡 性 預 金	9,400
社 債	67,631	債券貸借取引受入担保金	23,014
株 式	23,488	借 用 金	11,635
そ の 他 の 証 券	44,280	借 入 金	11,635
貸 出 金	2,682,100	外 国 為 替	196
割 引 手 形	15,522	外 国 他 店 借 借	1
手 形 貸 付	48,785	売 渡 外 国 為 替	163
証 書 貸 付	2,397,524	未 払 外 国 為 替	31
当 座 貸 越	220,268	そ の 他 負 債	9,324
外 国 為 替	7,259	未 決 済 為 替 借	1,320
外 国 他 店 預 け	4,678	未 払 法 人 税 等	262
買 入 外 国 為 替	780	未 払 費 用	1,435
取 立 外 国 為 替	1,799	前 受 収 益	549
そ の 他 資 産	59,249	給 付 補 填 備 金	0
未 決 済 為 替 貸	723	金 融 派 生 商 品	2,496
前 払 費 用	4	金融商品等受入担保金	49
未 収 収 益	2,070	リ 一 ス 債 務	1,341
金 融 派 生 商 品	3,926	資 産 除 去 債 務	365
金融商品等差入担保金	2,690	そ の 他 の 負 債	1,504
そ の 他 の 資 産	49,833	賞 与 引 当 金	980
有 形 固 定 資 産	32,765	退 職 給 付 引 当 金	503
建 物	15,893	そ の 他 の 引 当 金	1,363
土 地	14,562	支 払 承 諾	10,046
リ 一 ス 資 産	1,296	負 債 の 部 合 計	3,380,485
建 設 仮 勘 定	8	( 純 資 産 の 部 )	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,004	資 本 金	27,484
無 形 固 定 資 産	3,360	資 本 剰 余 金	49,609
ソ フ ト ウ エ ア	2,416	資 本 準 備 金	27,431
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	944	そ の 他 資 本 剰 余 金	22,177
前 払 年 金 費 用	3,276	利 益 剰 余 金	51,867
繰 延 税 金 資 産	3,681	利 益 準 備 金	53
支 払 承 諾 見 返	10,046	そ の 他 利 益 剰 余 金	51,814
貸 倒 引 当 金	△ 16,181	別 途 積 立 金	2,325
		繰 越 利 益 剰 余 金	49,489
		株 主 資 本 合 計	128,961
		そ の 他 有 價 証 券 評 價 差 額 金	6,051
		評 價 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,051
資 産 の 部 合 計	3,515,499	純 資 産 の 部 合 計	135,013
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,515,499

## 損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	53,671
資 金 運 用 収 益	36,152
貸 出 金 利 息	28,168
有 価 証 券 利 息 配 当 金	7,383
コ ー ル ロ ー ン 利 息	71
買 現 先 利 息	△ 7
預 け 金 利 息	370
そ の 他 の 受 入 利 息	165
役 務 取 引 等 収 益	12,568
受 入 為 替 手 数 料	2,796
そ の 他 の 役 務 収 益	9,772
そ の 他 業 務 収 益	1,180
商 品 有 価 証 券 売 買 益	0
国 債 等 債 券 売 却 益	555
金 融 派 生 商 品 収 収 益	622
そ の 他 の 業 務 収 益	2
そ の 他 経 常 収 益	3,770
償 却 債 権 取 立 益	126
株 式 等 売 却 益	2,942
そ の 他 の 経 常 収 益	702
経 常 費 用	49,241
資 金 調 達 費 用	1,562
預 金 利 息	969
譲 渡 性 預 金 利 息	1
コ ー ル マ ネ ー 利 息	11
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	439
借 用 金 利 息	91
そ の 他 の 支 払 利 息	49
役 務 取 引 等 費 用	4,765
支 払 為 替 手 数 料	622
そ の 他 の 役 務 費 用	4,142
そ の 他 業 務 費 用	3,971
外 国 為 替 売 買 損 損 費 用	87
国 債 等 債 券 売 却 損 損 費 用	3,884
営 業 経 費 用	33,632
そ の 他 経 常 費 用	5,310
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,599
貸 出 金 債 却 損 却 損 費 用	3
株 式 等 売 却 損 却 損 費 用	2,378
株 式 等 債 却 損 却 損 費 用	3
そ の 他 の 経 常 費 用	1,326
経 常 利 益	4,429
特 別 利 益	318
そ の 他 の 特 別 利 益	318
特 別 損 失	412
固 定 資 産 处 分 損 失	206
減 損 損 失	205
税 引 前 当 期 純 利 益	4,336
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	32
法 人 税 等 調 整 額	△ 168
法 人 税 等 合 計 益	△ 135
当 期 純 利 益	4,472

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っています。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等（時価のある株式については決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 2年～20年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 6. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者、及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）を採用しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,506百万円であります。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

### (4) その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

睡眠預金払戻損失引当金 641 百万円

負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当事業年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

偶発損失引当金 722 百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

## 8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

## 9. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金（親会社株式を除く） 総額4,979百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,535百万円、延滞債権額は45,121百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は243百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,277百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,177百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れられた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,303百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、貸借対照表に計上した額は、52,229百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

有価証券	33,298 百万円
------	------------

貸出金	60,231 百万円
-----	------------

預け金	0 百万円
-----	-------

その他の資産	98 百万円
--------	--------

#### 担保資産に対応する債務

預金	4,341 百万円
----	-----------

借用金	6,330 百万円
-----	-----------

債券貸借取引受入担保金	23,014 百万円
-------------	------------

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券1,833百万円、金融商品等差入担保金2,690百万円及びその他の資産（中央清算機関差入証拠金等）30,057百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金3,039百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、533,889百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が510,181百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 22,417百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,200百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は41,340百万円であります。
14. 関係会社に対する金銭債権総額 28,431百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額 11,122百万円
16. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
17. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は6.58%であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益  
資金運用取引に係る収益総額 4,642百万円  
役務取引等に係る収益総額 78百万円  
その他業務・その他経常取引に係る収益総額 22百万円  
関係会社との取引による費用  
資金調達取引に係る費用総額 31百万円  
役務取引等に係る費用総額 590百万円  
その他業務・営業経費・その他経常取引に係る費用総額 2,675百万円
2. 「その他の経常収益」には、負債計上を中止した預金等の収益計上額523百万円を含んでおります。
3. 「その他の経常費用」には、保証協会保証付貸出金に対する負担金327百万円を含んでおります。
4. 「その他の特別利益」は、新株予約権戻入益であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2019年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0
種類	貸借対照表計上額 (百万円)

2. 満期保有目的の債券 (2019年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	地方債	4,418	4,421	2
	小計	4,418	4,421	2
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	地方債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		4,418	4,421	2

3. 子会社・子法人等株式 (2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式、出資金

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式、出資金	4,979
合計	4,979

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券 (2019年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるも の	株式	16,871	8,815	8,056
	債券	104,648	103,719	929
	国債	32,793	32,419	373
	地方債	19,366	19,275	90
	社債	52,488	52,023	465
	その他	25,463	24,739	723
	小計	146,984	137,274	9,709
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの	株式	812	1,122	△ 310
	債券	15,642	15,761	△ 118
	国債	—	—	—
	地方債	500	500	△ 0
	社債	15,142	15,260	△ 118
	その他	14,153	14,790	△ 636
	小計	30,608	31,673	△ 1,065
合計		177,592	168,948	8,643

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,025
その他	3,462
合計	5,488

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,630	2,505	39
債券	27,576	97	30
国債	20,937	36	30
社債	6,639	60	—
その他	168,609	893	6,192
外国債券	92,085	285	3,263
その他	76,524	608	2,928
合計	200,817	3,497	6,262

#### 6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めています。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先  
要注意先  
正常先

時価が取得原価に比べて下落  
時価が取得原価に比べて30%以上下落  
時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

#### （金銭の信託関係）

- 運用目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- 満期保有目的の金銭の信託（2019年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2019年3月31日現在）  
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	4,675 百万円
退職給付引当金	2,504
賞与引当金	299
未払事業税	56
減価償却額	275
有価証券償却否認額	540
税務上の繰越欠損金(注)	404
その他	1,265
繰延税金資産小計	10,023
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,387
評価性引当額	△ 1,387
繰延税金資産合計	8,635
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 1,002
退職給付信託設定益	△ 1,275
その他有価証券評価差額金	△ 2,592
その他	△ 84
繰延税金負債合計	△ 4,954
繰延税金資産の純額	3,681 百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*1)	—	—	—	—	—	404	404
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	404	404 (*2)

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(\*2) 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるため、回収可能と判断しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度から適用し、税効果関係注記を変更しております。

税効果関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産	3,289円89銭
1株当たりの当期純利益	108円97銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

# 第20期 決算公告

2019年6月27日

神戸市中央区三宮町2丁目1番1号  
株式会社 みなと銀行  
取締役頭取 服部 博明

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	531,491	預 訂 渡 性 預 金	3,310,827
コールローン及び買入手形	5,918	債券貸借取引受入担保金	23,014
買入金銭債権	2,008	借 用 金	11,635
商品有価証券	83	外 国 為 替	196
有価証券	190,474	そ の 他 負 債	22,510
貸出金	2,669,067	賞 与 引 当 金	1,068
外 国 為 替	7,259	退職給付に係る負債	789
リース債権及び投資資産	7,621	役員退職慰労引当金	62
その他の資産	74,538	そ の 他 の 引 当 金	1,505
有形固定資産	32,961	繰延税金負債	455
建物	15,900	支 払 承 諾	10,120
土地	14,562	負債の部合計	3,384,585
リース資産	548	(純資産の部)	
建設仮勘定	3	資 本 金	27,484
その他の有形固定資産	1,945	資 本 剰 余 金	49,609
無形固定資産	3,403	利 益 剰 余 金	54,947
ソフトウエア	2,452	株 主 資 本 合 計	132,041
その他の無形固定資産	950	その他有価証券評価差額金	6,947
退職給付に係る資産	3,626	退職給付に係る調整累計額	145
繰延税金資産	3,871	その他の包括利益累計額合計	7,093
支払承諾見返	10,120	非 支 配 株 主 持 分	1,428
貸倒引当金	△ 17,295	純資産の部合計	140,564
資産の部合計	3,525,149	負債及び純資産の部合計	3,525,149

# 連結損益計算書( 2018年4月1日から 2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 連結財務諸表の作成方針

#### (1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 8社

主要な会社名

みなとビジネスサービス株式会社  
みなとアセットリサーチ株式会社  
みなと保証株式会社  
みなとリース株式会社  
株式会社みなとカード  
みなとシステム株式会社  
みなとキャピタル株式会社  
みなとコンサルティング株式会社

なお、みなとエクイティサポート投資事業有限責任組合他5社は、重要性の観点から、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

②非連結の子会社及び子法人等 6社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

②持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 6社

④持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 8社

## 会計方針に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等（時価のある株式については連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### ②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者、及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）を採用しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,009百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

### (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

### (7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

睡眠預金払戻損失引当金 641 百万円

負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当連結会計年度末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

偶発損失引当金 722 百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(12) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用年月日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

## 注記事項

### (連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資金)を除く) 1,224百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,428百万円、延滞債権額は44,919百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は243百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,277百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は50,868百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,303百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、連結貸借対照表に計上した額は、52,229百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

### 担保に供している資産

有価証券	33,298 百万円
貸出金	60,231 百万円
預け金	0 百万円
その他資産	98 百万円

### 担保資産に対応する債務

預金	4,341 百万円
借用金	6,330 百万円
債券貸借取引受入担保金	23,014 百万円

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券1,833百万円、金融商品等差入担保金2,690百万円及びその他資産（中央清算機関差入証拠金等）30,057百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金3,085百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、534,769百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が511,060百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 22,650百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円

12. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,200百万円が含まれております。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は41,340百万円であります。

14. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は6.74%であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益2,958百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損2,378百万円を含んでおります。
3. 「その他の特別利益」は、新株予約権戻入益であります。
4. 包括利益 1,038百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務等の金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金の受入のほか、借入による間接金融や社債の発行により資金調達を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、当行の一部の連結される子会社及び子法人等には、有価証券を保有している会社があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。取引先の経営状態の変化や種々の業種が抱える固有の事情、景気動向並びに金利、株価及び不動産価格の変動といった経済金融環境の変化等により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券及び商品有価証券は、主に株式、債券等であり、満期保有、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。借入金及び社債は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引等があります。当行では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融資産・負債から生じる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

このほか、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券先物取引を行っております。また、一部の連結される子会社及び子法人等では、有価証券を保有しており、当該金融商品は、金利変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、当行の融資業務規程及び信用リスクに関する管理諸規定等に従い、営業貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、審査関連部署のほか営業関連部署により行われ、また、定期的に経営陣による経営会議や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部等において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

## ②市場リスクの管理

### (i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において検討されたALMに関する方針に基づき、総合リスク会議（経営会議）において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部等において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

### (ii) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理するとともに、為替持高を管理しております。

### (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、総合リスク会議での決議を経て、市場リスク管理に関する諸規則に従い行われております。市場金融部では、外部から投資商品を購入しており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。法人業務部が管理している株式は、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報はALM委員会及び経営会議において定期的に報告されております。

一部の連結される子会社及び子法人等が保有する有価証券については、子会社の市場リスク・流動性リスク管理細則に従い管理されており、当行においてモニタリングしております。

### (iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価・事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスク管理に関する諸規則に基づき実施しております。

### (v) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のうち債券、及び「預金」であり、株式の価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうち株式と投資信託であります。当行では、これらの金融商品の市場リスク量について、統計的な手法であるVaRによりリスク量を定量的に把握しており、その算定にあたっては、分散共分散法（保有期間20日（政策投資株式は125日）、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

2019年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）現在の当行の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,839百万円であります。

なお、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません（（注2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	531,491	531,491	—
(2) コールローン及び買入手形	5,918	5,918	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	83	83	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,418	4,421	2
その他有価証券	179,262	179,262	—
(5) 貸出金	2,669,067		
貸倒引当金（※1）	△ 16,693		
	2,652,374	2,664,957	12,583
<b>資産計</b>	<b>3,373,548</b>	<b>3,386,134</b>	<b>12,585</b>
(1) 預金	3,310,827	3,311,082	254
(2) 譲渡性預金	2,400	2,399	△ 0
(3) 債券貸借取引受入担保金	23,014	23,014	—
(4) 借用金	11,635	11,530	△ 104
<b>負債計</b>	<b>3,347,877</b>	<b>3,348,026</b>	<b>149</b>
<b>デリバティブ取引（※2）</b>			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,430	1,430	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
<b>デリバティブ取引計</b>	<b>1,430</b>	<b>1,430</b>	<b>—</b>

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（6ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

##### (4) 有価証券

株式は当連結会計年度末前1カ月の取引所価格の平均に基づいて算定された価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表される基準価額によっております。自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、発行先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

##### (5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、貸出先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、一部の当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期性預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いております。

### (3) 債券貸借取引受入担保金

これらは、残存期間が短期間（6ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 借用金

一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（4）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式（※1）（※2）	2,105
②組合出資金等（※3）	3,462
合 計	5,568

（※1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※2）当連結会計年度において、非上場株式について3百万円の減損処理を行っております。

（※3）組合出資金等のうち、組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	503,933	—	—	—	—	—
コールローン及び 買入手形	5,918	—	—	—	—	—
有価証券	16,507	66,482	22,702	13,920	39,152	2,003
満期保有目的 の債券	500	3,910	—	—	—	—
うち国債	—	—	—	—	—	—
地方債	500	3,910	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
その他有価証券 のうち満期があ るもの	16,007	62,572	22,702	13,920	39,152	2,003
うち国債	—	30,000	—	—	—	2,000
地方債	1,752	1,270	—	7,100	9,453	—
社債	13,361	24,600	20,178	4,620	4,520	—
その他	893	6,702	2,523	2,200	25,179	3
貸出金(※)	613,754	462,629	381,938	237,557	272,117	654,416
合計	1,140,114	529,112	404,640	251,478	311,270	656,420

(※) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないものの46,654百万円は含めておりません。また、取立不  
能見込額として債権額から直接減額した金額を控除しております。

## (注4) 社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	3,222,485	78,859	9,482	—	—	—
譲渡性預金	2,400	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入	23,014	—	—	—	—	—
担保金	—	—	—	—	—	—
借用金	2,833	8,782	19	—	—	—
合計	3,250,733	87,642	9,501	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（2019年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0
種類	連続貸借対照表 計上額(百万円)
時価が連続貸借対照表計上額を超えるもの	4,418
小計	4,418
時価が連続貸借対照表計上額を超えないもの	—
小計	—
合計	4,418
	4,421
	2

2. 満期保有目的の債券（2019年3月31日現在）

	種類	連続貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連続貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	4,418	4,421	2
	小計	4,418	4,421	2
時価が連続貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		4,418	4,421	2

3. その他有価証券（2019年3月31日現在）

	種類	連続貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,973	8,851	8,122
	債券	104,648	103,719	929
	国債	32,793	32,419	373
	地方債	19,366	19,275	90
	社債	52,488	52,023	465
	その他	26,994	24,739	2,255
	小計	148,617	137,310	11,306
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	849	1,182	△ 332
	債券	15,642	15,761	△ 118
	国債	—	—	—
	地方債	500	500	△ 0
	社債	15,142	15,260	△ 118
	その他	14,153	14,790	△ 637
	小計	30,645	31,733	△ 1,088
合計		179,262	169,044	10,218

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	4,687	2,521	39
債券	27,576	97	30
国債	20,937	36	30
地方債	—	—	—
社債	6,639	60	—
その他	168,609	893	6,192
外国債券	92,085	285	3,263
その他	76,524	608	2,928
合計	200,874	3,513	6,262

6. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めています。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産	3,390円32銭
-----------	-----------

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益	20円 8銭
-----------------------	--------

(注) 潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

2018年4月1日付で当行を株式交換完全子会社、株式会社関西みらいファイナンシャルグループを株式交換完全親会社とする株式交換を実施しました。これに伴い当行が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、当連結会計年度末時点における当該新株予約権と同様の株式会社関西みらいファイナンシャルグループの新株予約権を2018年4月1日付で交付しております。このため、該当事項はありません。